

投資主各位

証券コード 3463  
平成29年5月31日

東京都千代田区内幸町一丁目1番1号  
いちごホテルリート投資法人  
執行役員 宮下 修

## 第2回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第2回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に賛否をご記入のうえ、平成29年6月16日（金曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に基づき、本投資法人現行規約第15条におきまして「みなし賛成」に関する規定を定めております。

従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、賛成するものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

（本投資法人現行規約第15条抜粋）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬具

記

1. 日 時：平成29年6月17日（土曜日）午前10時
2. 場 所：東京都港区新橋一丁目2番6号  
第一ホテル東京 4階 プリマヴェーラⅡ  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

### 3. 投資主総会の目的である事項：

#### 決議事項

- 第1号議案：規約一部変更の件
- 第2号議案：執行役員1名選任の件
- 第3号議案：監督役員2名選任の件
- 第4号議案：補欠執行役員1名選任の件
- 第5号議案：補欠監督役員1名選任の件

以上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場におきまして、本投資法人の資産運用会社であるいちご投資顧問株式会社による「運用状況報告会」を実施する予定です。
  - ◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法  
投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合には、修正後の事項を本投資法人のホームページ (<http://www.ichigo-hotel.co.jp/>) に掲載いたしますので、ご了承ください。

# 投資主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 規約一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1) 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）の関連する規定に基づき、以下の変更を行うものです。
  - ① 投資主総会の招集に関する規定を変更し、本投資法人の投資主総会は、平成30年10月1日及び同日以降遅滞なく招集し、以後、隔年毎の10月1日及び同日以後遅滞なく招集する旨、並びに必要があるときは随時投資主総会を招集する旨の規定を新設するものです。（変更案第9条第2項及び第3項関係）
  - ② 変更案第9条第2項の定めに従って開催された直前の投資主総会の日から25か月を経過する前に開催される投資主総会については、当該日の公告を要しない旨の規定を新設するものです。（変更案第9条第4項ただし書き関係）
  - ③ 本投資法人の役員任期を、投資主総会の決議によって、法令に定める限度において、その期間を延長又は短縮することを妨げないものとするものです。（第19条第3項関係）
- (2) 投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含みます。）及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。）の改正等に伴い、関連する規定の内容を明確にします。これは、投資法人の税務処理と会計処理の差異により、会計上は費用として計上される内容が税務上は所得として処理される、いわゆる税会不一致について、税務上損金算入が可能な範囲を拡大し、当該税会不一致に当たる部分を配当することを可能とするものです。（第37条第1号関係）
- (3) 不要となった規定の削除、条数及び項数の整備、表現の明確化及び字句の修正を行うものです。（第9条第1項、第36条、別紙関係）

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第9条（招集）</p> <p><u>1. 本投資法人の投資主総会は、原則として、2年に1回以上開催する。</u></p> <p>2. (記載省略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>3. <u>投資主総会を招集するには、投資主総会の日の2か月前までに当該日を公告し、当該日の2週間前までに各投資主に対して書面をもって通知を発する。</u></p> <p>第19条（役員を選任及び任期）</p> <p>1. ～2. (記載省略)</p> <p>3. 役員任期は、選任後2年とする。ただし、補欠として又は増員のために選任された役員任期は、前任者又は在任者の残存期間と同一とする。</p> <p>4. (記載省略)</p>	<p>第9条（招集）</p> <p>(削除)</p> <p>1. (現行のとおり)</p> <p>2. <u>本投資法人の投資主総会は、平成30年10月1日及び同日以降遅滞なく招集し、以後、隔年毎の10月1日及び同日以後遅滞なく招集する。</u></p> <p>3. <u>前項のほか、必要があるときは随時投資主総会を招集することができる。</u></p> <p>4. <u>投資主総会を招集するには、投資主総会の日の2か月前までに当該日を公告し、当該日の2週間前までに各投資主に対して書面をもって通知を発する。ただし、第2項の定めに従って開催された直前の投資主総会の日から25か月を経過する前に開催される投資主総会については、当該公告を要しないものとする。</u></p> <p>第19条（役員を選任及び任期）</p> <p>1. ～2. (現行のとおり)</p> <p>3. 役員任期は、選任後2年とする。ただし、<u>投資主総会の決議によって、法令に定める限度において、その期間を延長又は短縮することを妨げないものとする。</u>また、補欠として又は増員のために選任された役員任期は、前任者又は在任者の残存期間と同一とする。</p> <p>4. (現行のとおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第36条（営業期間及び決算期） 本投資法人の営業期間は、毎年2月1日から7月末日まで、及び8月1日から翌年1月末日まで（以下、営業期間の末日をそれぞれ「決算期」という。）とする。<u>ただし、第1期営業期間は、本投資法人設立の日から平成28年1月末日までとする。</u></p> <p>第37条（金銭の分配の方針） 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>(1) 利益の分配</p> <p>① （記載省略）</p> <p>②分配金額は、原則として租税特別措置法第67条の15第1項（以下「投資法人に係る課税の特例規定」という。）に規定される本投資法人の配当可能利益の額（以下「配当可能利益の額」という。）の100分の90に相当する金額（法令改正等により当該金額の計算に変更があった場合には変更後の金額とする。）を超えるものとする。ただし、税務上の欠損金が発生した場合、又は欠損金の繰越控除により税務上の所得が発生しない場合にはこの限りではなく、本投資法人が合理的に決定する金額とする。</p> <p>なお、本投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、一時差異等調整積立金、圧縮積立金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を分配可能金額から積み立てることができる。</p>	<p>第36条（営業期間及び決算期） 本投資法人の営業期間は、毎年2月1日から7月末日まで、及び8月1日から翌年1月末日まで（以下、営業期間の末日をそれぞれ「決算期」という。）とする。</p> <p>第37条（金銭の分配の方針） 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>(1) 利益の分配</p> <p>① （現行のとおり）</p> <p>②分配金額は、原則として租税特別措置法第67条の15第1項（以下「投資法人に係る課税の特例規定」という。）に規定される本投資法人の配当可能利益の額（以下「配当可能利益の額」という。）の100分の90に相当する金額（法令改正等により当該金額の計算に変更があった場合には変更後の金額とする。）を超えるものとする。ただし、税務上の欠損金が発生した場合、又は欠損金の繰越控除により税務上の所得が発生しない場合にはこの限りではなく、本投資法人が合理的に決定する金額とする。</p> <p>なお、本投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、一時差異等調整積立金、圧縮積立金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等の<u>ほか必要な金額を分配可能金額から積み立て、又は留保その他の処理を行う</u>ことができる。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>別紙 資産運用会社に対する資産運用報酬 (記載省略)</p> <p>1. 運用報酬 I 本投資法人の決算期の翌日から当該決算期の3か月後の日までの期間(以下「計算期間 I」という。)及び計算期間 Iの末日の翌日から次の決算期までの期間(以下「計算期間 II」という。)の運用に対する各対価として、次に定める方法により算出される本投資法人の総資産額に0.4%(年率)を上限として本投資法人及び資産運用会社の間で別途合意する料率を乗じた金額に、当該計算期間 I又は当該計算期間 IIの実日数を乗じ、365(*)で除して得られる金額(1円未満を切り捨てる。)を運用報酬 Iとし、計算期間 Iに係る運用報酬 Iは当該計算期間 Iの末日より3か月以内に支払い、計算期間 IIに係る運用報酬 Iは当該計算期間 IIの末日より3か月以内に支払うものとする。</p> <p>(*) 当該営業期間の初日が属する暦年が閏年である場合には366とする。</p> <p>計算期間 Iにおける本投資法人の総資産額とは、当該計算期間 Iの直前の決算期における貸借対照表(投信法に基づく役員会の承認を受けたもの。以下同じ。)に記載された本投資法人の総資産額を意味する。</p>	<p>別紙 資産運用会社に対する資産運用報酬 (現行のとおり)</p> <p>1. 運用報酬 I 本投資法人の決算期の翌日から当該決算期の3か月後の日までの期間(以下「計算期間 I」という。)及び計算期間 Iの末日の翌日から次の決算期までの期間(以下「計算期間 II」という。)の運用に対する各対価として、次に定める方法により算出される本投資法人の総資産額に0.4%(年率)を上限として本投資法人及び資産運用会社の間で別途合意する料率を乗じた金額に、当該計算期間 I又は当該計算期間 IIの実日数を乗じ、365(*)で除して得られる金額(1円未満を切り捨てる。)を運用報酬 Iとし、計算期間 Iに係る運用報酬 Iは当該計算期間 Iの末日より3か月以内に支払い、計算期間 IIに係る運用報酬 Iは当該計算期間 IIの末日より3か月以内に支払うものとする。</p> <p>(*) 当該営業期間の初日が属する暦年が閏年である場合には366とする。</p> <p>計算期間 Iにおける本投資法人の総資産額とは、当該計算期間 Iの直前の決算期における貸借対照表(投信法に基づく役員会の承認を受けたもの。以下同じ。)に記載された本投資法人の総資産額を意味する。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>計算期間Ⅱにおける本投資法人の総資産額とは、当該計算期間Ⅱの直前の決算期における貸借対照表に記載された本投資法人の総資産額に、当該計算期間Ⅱの直前の計算期間Ⅰの期間中に本投資法人が取得した不動産関連資産の売買価格（当該不動産関連資産の取得に係る契約書に記載された金額とし、取得に伴う費用並びに消費税及び地方消費税を除くものとする。以下同じ。）を加算し、当該計算期間Ⅰの期間中に本投資法人が処分した不動産関連資産の当該計算期間Ⅰの直前の決算期における貸借対照表上の帳簿価額（ただし、当該決算期における貸借対照表上に計上されていない不動産関連資産についてはその取得価額）を減額した額を意味する。</p> <p><u>なお、第1期営業期間における運用報酬Ⅰについては、本投資法人が不動産関連資産を取得した日から発生するものとし、当該日から第1期決算期までの期間（以下「当該期間」という。）につき、第1期営業期間中に本投資法人が取得した不動産関連資産の売買価格に第1期決算期末の現金及び預金並びに信託現金及び信託預金を加えた額に0.4%（年率）を上限として本投資法人及び資産運用会社の間で別途合意する料率を乗じた金額に当該期間の実日数を乗じ、365で除して得られる金額（1円未満を切り捨てる。）を運用報酬Ⅰとし、当該決算期の末日より3か月以内に支払うものとする。</u></p>	<p>計算期間Ⅱにおける本投資法人の総資産額とは、当該計算期間Ⅱの直前の決算期における貸借対照表に記載された本投資法人の総資産額に、当該計算期間Ⅱの直前の計算期間Ⅰの期間中に本投資法人が取得した不動産関連資産の売買価格（当該不動産関連資産の取得に係る契約書に記載された金額とし、取得に伴う費用並びに消費税及び地方消費税を除くものとする。以下同じ。）を加算し、当該計算期間Ⅰの期間中に本投資法人が処分した不動産関連資産の当該計算期間Ⅰの直前の決算期における貸借対照表上の帳簿価額（ただし、当該決算期における貸借対照表上に計上されていない不動産関連資産についてはその取得価額）を減額した額を意味する。</p>



## 第2号議案 執行役員1名選任の件

本投資法人の執行役員である宮下 修から、任期の調整のため、本投資主総会の終結の時をもって辞任したい旨の申し出がありましたので、本投資主総会において改めて執行役員1名の選任をお願いするものです。

本議案において、執行役員の任期は、第1号議案による規約の変更が承認可決されることを条件として、変更後規約第19条第3項に基づき、選任後変更後規約第9条第2項に基づき招集する投資主総会の終結の時までとします。

なお、本議案は、平成29年5月12日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職	
みや した おさむ 宮 下 修 (昭和24年6月13日)	昭和49年4月	株式会社帝国ホテル
	平成3年10月	株式会社帝国ホテルエンタープライズ出向 (ザ・クレストホテル津田沼)
	平成8年12月	株式会社帝国ホテル 総務部テナント課長
	平成12年6月	同社 不動産事業部長
	平成17年6月	同社 取締役不動産事業部長
	平成23年4月	株式会社帝国ホテルハイヤー 代表取締役社長
	平成26年6月	宮下アソシエイツ合同会社 代表社員 (現任)
	平成26年7月	株式会社遠藤総合研究所 顧問 (現任)
平成27年7月	本投資法人 執行役員 (現任)	

1. 上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。
2. 上記執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
3. 上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として本投資法人の業務全般を執行しています。



### 第3号議案 監督役員2名選任の件

本投資法人の監督役員である飯田 善及び鈴木 智子から、任期の調整のため、本投資主総会の終結の時をもって辞任したい旨の申し出がありましたので、本投資主総会において改めて監督役員2名の選任をお願いするものです。

本議案において、監督役員の任期は、第1号議案による規約の変更が承認可決されることを条件として、変更後規約第19条第3項に基づき、選任後変更後規約第9条第2項に基づき招集する投資主総会の終結の時までとします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職	
1	飯田 善 (昭和42年2月15日)	平成元年4月	株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）
		平成5年5月	米国ペンシルベニア大学法科大学院修士課程（LL.M.）修了
		平成13年4月	株式会社三井住友銀行 市場営業統括部部長代理
		平成18年4月	一橋大学法科大学院
		平成21年12月	弁護士登録（第一東京弁護士会）
		平成22年1月	増田パートナーズ法律事務所 弁護士
		平成23年6月	株式会社ディー・エヌ・エー 社外監査役（現任）
		平成23年7月	飯田経営法律事務所設立 弁護士（現任）
		平成25年5月	株式会社スタッツインベストメントマネジメント 社外取締役（現任）
		平成27年3月	アーキアエナジー株式会社 社外監査役（現任）
		平成27年7月	本投資法人 監督役員（現任）
		平成27年8月	株式会社西東京リサイクルセンター 監査役（現任）
		平成28年6月	メディケア生命保険株式会社 社外監査役（現任）

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職	
2	鈴木智子 <small>すず き さと こ</small> (昭和48年11月22日)	平成8年10月	監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）
		平成12年9月	有限会社遊楽舎 取締役
		平成17年8月	鈴木智子公認会計士事務所 代表（現任）
		平成18年7月	特定非営利活動法人 プラネットファイナンスジャパン（現特定非営利活動法人ポジティブプラネットジャパン） 監事（現任）
		平成22年9月	特定非営利活動法人 まちづくり情報センターかながわ 監事（現任）
		平成24年9月	特定非営利活動法人 NPO会計税務専門家ネットワーク 理事（現任）
		平成27年7月	本投資法人 監督役員（現任）

1. 上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を保有しておりません。
2. 上記監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
3. 上記監督役員候補者兩名は、現在、本投資法人の監督役員として本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しています。

#### 第4号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。

なお、本議案は、平成29年5月12日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職	
やま ぐち ひろ み 山 口 博 己 (昭和29年3月6日)	昭和52年4月	東急ホテルズインターナショナル株式会社
	昭和59年4月	同社 開発運営本部課長
	昭和62年4月	パンパシフィックプロパティーズ株式会社出向 財務経理部長
	平成元年9月	Alpha U. S. A. Inc. 取締役副社長兼財務部長
	平成6年5月	株式会社サッポロホテルエンタプライズ ウェスティンホテル東京 経理部次長
	平成8年4月	パンパシフィックホテル横浜株式会社 パンパシフィック ホテル 横浜 財務経理部長
	平成12年1月	同社 パンパシフィック ホテル 横浜 副総支配人
	平成17年1月	マンダリン・オリエンタル東京株式会社 マンダリン オリエンタル 東京 経理財務部長
	平成19年7月	アーコン・ホスピタリティ株式会社 (現アビリタス ホスピタリティ株式会社) オペレーティング ディレクター
	平成20年10月	同社 チーフ オペレーティング オフィサー
	平成25年7月	ホスピタリティディレクションズ株式会社 代表取締役 (現任)

1. 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。
2. 上記補欠執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

**第5号議案 補欠監督役員1名選任の件**

監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監督役員1名の選任をお願いするものです。

補欠監督役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職	
いし い えり こ 石 井 絵 梨 子 (昭和56年1月3日)	平成16年10月	弁護士登録(第二東京弁護士会) 森・濱田松本法律事務所
	平成19年12月	金融庁総務企画局企業開示課専門官 出向
	平成22年8月	米国コロンビア大学ロースクール(LL.M.) 修了
	平成22年10月	伊藤忠欧州会社 英国ロンドン 法務部 出向
	平成23年2月	米国ニューヨーク州弁護士登録
	平成28年4月	慶應義塾大学法科大学院 非常勤講師(現任)
	平成28年7月	新幸総合法律事務所 パートナー(現任)

1. 上記補欠監督役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。
2. 上記補欠監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

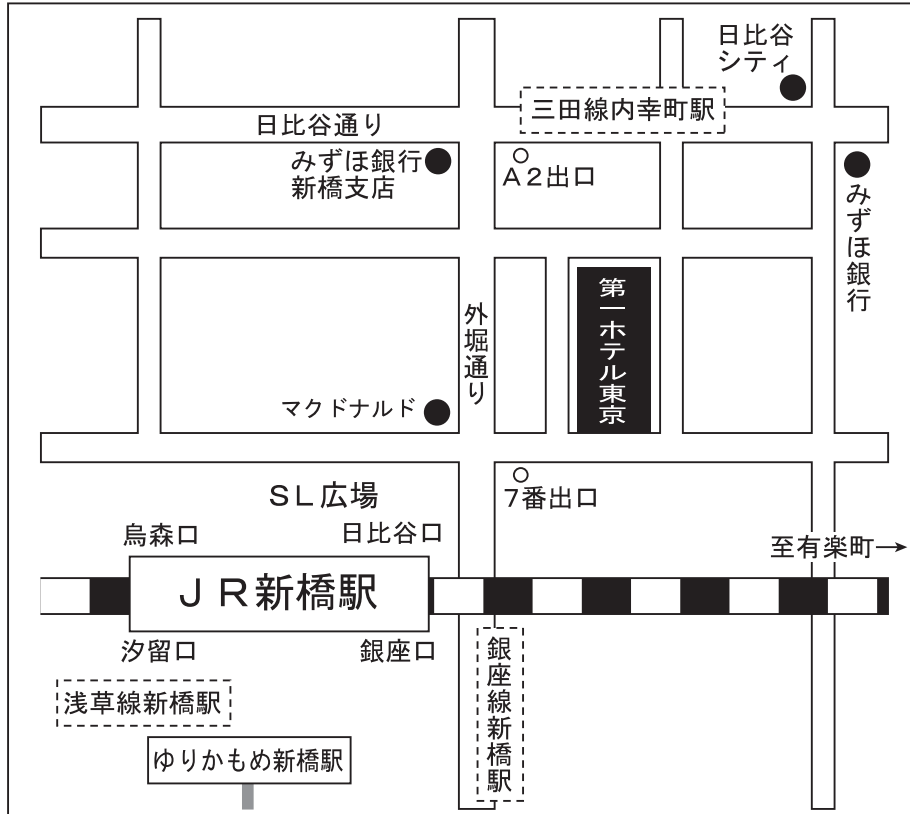
#### 参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人現行規約第15条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案乃至第5号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以上

# 投資主総会会場ご案内図

会 場：第一ホテル東京 4階 プリマヴェーラⅡ  
東京都港区新橋一丁目2番6号  
TEL 03-3501-4411 (代表)



- JR線・東京メトロ銀座線 新橋駅より徒歩2分
- 都営地下鉄浅草線 新橋駅より徒歩5分
- 都営地下鉄三田線 内幸町駅より徒歩3分